

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.38 (2022.4.27)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

目次

- ① 横田弘『炎群―障害者殺しの思想』 P1
- ② 差別は克服されたか P2～3
- ③ 住民監査請求から住民訴訟へ P3～7
- ④ 「福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本的見直しを求める陳情」について P7～10
- ⑤ 後記 P10



「自由」
お持ちください

何故、脳性マヒ者は殺されるのだろうか。

なぜ、殺されなくてはならないのだろうか。

そして、多くの人々は「惨めな状態で生き続けるより、殺された方がむしろ幸せ」と考えるのだろうか。

「植物人間は、人格のある人間だとは思ってません。無用の者は社会から消えるべきなんだ。社会の幸福、文明の進歩のために努力している人と、発展に貢献できる能力を持った人だけが優先性を持っているのであって、重症障害者や「ウツ」の老人から「われわれを大事にしろ」などといわれては、たまったものではない。」

これは、週刊朝日七二年一〇月二七日号「安楽死させられる側の声にならない声」という記事にある元国会議員で、「日本安楽死協会」なる物を作ろうとしている大田典礼の言葉だ。私たち重度脳性マヒ者にとって絶対に許せない、又、絶対に許してはならないこの言葉こそ、実は脳性マヒ者（以下CP者と云う）殺し、経済審議会が二月八日に答申した新経済五ヶ年計画のなかでうたっている重度心身障害者全員の隔離収容、そして胎児チェックを一つの柱とする優生保護法改定案を始めとするすべての障害者問題に対する基本的な姿勢であり、偽りのない感情である事を私はまず一点押えて置かなければならない。

①

今迄、CP者（児）が殺される度に繰返されている施設不足のキャンペーン、或いは殺した側の親を救えという運動、その本質にある「無用の者は、社会から消えるべきだ」とする健全者社会の姿勢を執えない限り、つまり、障害者を肉体的、精神的に社会から抹殺しようとしているのは、決して国家に代表される権力機構だけではなく、障害者福祉を大声で云い続けている革新政党、「障害者」解放を権力闘争への一過程として組入れている新左翼の諸君を含めた、もっと云うならば、私たちを比世に送り出した直接の責任者である筈の親の心にゆらめく健全者の駒いほむらのなかに見据えない限り、障害者運動の出発はありえないのではないだろうか。今迄私たちが行ってきた、そして大多数の障害者が今でも行ないつつある、障害者を理解して貰おう、或いは一歩でも二歩でも健全者に近づくという運動が通用する程、現在の私たちを取巻く状況は甘くない事は確かなのだ。

【差別は克服されたか】

これは今から 50 年前の、脳性マヒ者である横田弘の叫びである。横田の属する青い芝の会は、障害者が健常者社会の価値観に沿うのではなく、最も身近な存在であり、障害者差別の第一の当事者となりうる親のあり方から問い直し、障害者自身の価値観の樹立を目指した。横田の叫びは健常者社会に届いたのだろうか。

2017 年 7 月津久井山百合園事件が発生、優勢思想を持つ元職員植松聖（さとし）によって入所者 19 人が殺された。これはきわめて残忍な事件だが、いっぽうで人々の意識の底に沈殿する差別感情の象徴的な現れではなかったか。

1999 年、都知事だった石原慎太郎が重度障害者施設を訪問したさいの「ああいう人ってのは人格があるのかね」という発言、最近では名古屋城へのエレベーター設置に関しての差別発言に河村たかし市長が肯定的な見解を示すなど、建前はともかく、この社会にそれをどこかで許してしまう深層の意識がありはしないだろうか。そして、そのような者たちを政治の表舞台に送り出す多数の人々の存在が、その意識を肯定しているのとはいえないか。

横田はこの 4 年後、『障害者殺しの思想』（1979 年 JCA 出版 ※大幅な書き換えをした『炎群』の新版）の「マスコミの犯罪性」という文中で次のように語る。

はっきり言おう。

障害者児は生きてはいけないのである

障害者児は殺されなければならないのである。

そして、その加害者は自殺しなければならないのである。

4、5 年前までは、この種の事件が起きた場合、必ず加害者は無罪になった。ところが「青い芝の会」を先頭とした私達の闘いで、加害者を無罪にし得なくなった社会は、今度は加害者もろとも死に追い込もうとする方向に向いはじめてきたのである。

これは、あながち私の思い過ごしだけではない。昨年から今年にかけて神奈川県下で起ったこの種の事件 4 件のうち 2 件が加害者の自殺、1 件が未遂、1 件が行方不明となっている。

これが「殺される側」の障害者からみたリアルな風景なのであり、障害当事者の実感である。それは今でも変わってはいない。

横田の『炎群』や、同じ青い芝の会の横塚晃一の『母よ！ 殺すな』（すすさわ書店）の「PC 者として生きる」に寄せて、『殺される側の論理』で本多勝一が以下のように書いている。

右の太田典礼の論理は、全く別の例でいえば、現在全国で進行中の「開発」の論理と酷似しています。「社会の幸福、文明の進歩のために」新幹線や成田空港や発電所や工場建設予定地の住民が、機動隊によって蹂躪^{じゅうりん}される。これは侵略者が虐殺をするとき、合州国の白人が先住民(いわゆるアメリカ=インディアン)を、日本軍が中国人を、ナチスドイツがユダヤ人を、米軍がベトナム人を虐殺するとき、常に使ってきた論理であります。

弱者や少数者を消す論理。まさにこの論理こそが、それこそ「社会の幸福、文明の進歩のため」の、ほんとうの敵ではないでしょうか。

現在の状況に倣っていえば、イスラエルがパレスチナ人を虐殺するとき、辺野古新基地建設を沖縄の民意を無視して強行するとき、若い機動隊員がウチナンチューを「土人」呼ぶとき、これが差別の論理でなくて何であろうか。

【追記と注釈】

本多勝一『殺される側の論理』（1978年 朝日新聞社）の「母親に殺される側の論理」も併せて読まれることをお勧めする。

(注)太田 典礼（おおた てんれい（旧名：武夫）、1900年10月7日 - 1985年12月5日）は、日本の産婦人科医、政治家。元衆議院議員（当選1回）。九州帝国大学医学部卒業。【中略】優生保護法の制定に尽力。日本安楽死協会（のち日本尊厳死協会と改称）を設立。【「ウィキペディア」より】

住民監査請求から住民訴訟へ

1、これまでの経緯

ぼくはこれまで東大和市を相手に損害賠償請求訴訟を2件提起してきた。

ひとつは2020年2月に「東大和市子ども・子育て憲章」制定見直しを求める陳情が東大和市議会において握りつぶされたこと（「議長預かり」にされたこと）を不当として、同年11月18日に東京地裁立川支部に損害賠償請求を提訴したもの（以下「陳情裁判」と略す）。もうひとつは、2021年2月に、上記裁判についての報告集会のチラシ（「裁判ごっこ」）の配置を求め東大和市中心公民館に持ち込んだところ、同館長によって内容を書き換えるよう求められ、書き換えがなされないチラシについては配置を認められなかったことを不当として、同年12月に同じく東京地裁立川支部に損害賠償請求を提訴したもの（以下、「チラシ裁判」と略す）である。これには、当該処分を不服として行政不服審査請求をしたが、行政不服審査会、ならびに審査庁（市長）により棄却とされたため裁判に及んだという経緯がある。

裁判の結果は陳情裁判が地裁で敗訴、控訴した東京高裁で敗訴、上告した最高裁では上告棄却、上告受理申立は不受理となった。いっぽう、チラシ裁判は地裁で敗訴、控訴した東京高裁で中央公民館長による行政手続法違反が認められ逆転勝訴した。ただし損害賠償金額は請求の10万円が認められず1万円となった。被告東大和市はこの点のみを理由として「一部敗訴」と主張している（2023年6月15日市議会における市長答弁）。

2、弁護士費用

2件の裁判とも代理人（弁護士）を立てず本人訴訟で臨んだので、原告であるこちら側の費用負担はさほど大きなものではなかった。それでも訴訟費用（陳情裁判の場合9,000円）と郵便代切手代6,000円（実際には満額かかるはずもないので、残った切手は戻ってくる。※現金で納付する方法もあり、これだと残額が所定の口座に残高が振り込まれる。）は最低限かかる。さらに上訴するごとに訴訟費用は1.5倍になり、そのたびに郵便切手代がかかる。これを最高裁まで続けると54,000円かかる計算となる。

ぼくの場合は本人訴訟だから弁護士費用は不要だが、単発で法律相談をして弁護士からアドバイスをもらっているので、そのたびに5,500円（税込み 以下同じ）かかる。2件の裁判を通して概ね10回ぐらい法律相談をしているので、55,000円ほどかかっている。

被告東大和市の裁判費用に関心を持ったきっかけは、チラシ裁判が勝訴したことだった。東大和市の代理人となっていた弁護士（橋本勇）が成功報酬を請求してきたという（想定外の）情報だった。行政処分の内容が違法とされた判決で、よもや成功報酬を要求することはないと考えていたので驚きでもあるとともに、あきれた振舞いだった。請求日は9月26日、その額1,069,200円（税込み 以下同じ）。東大和市は10日後の10月6日には支払いを済ませている（詳細については後ほど述べる）。これに端を発し、東大和市が支払っている弁護士費用に無関心ではいられなくなった。

東大和市は「安定した行財政運営の確立」を理由に使用料・手数料の負担や増額を公言している。しかるにこの

ような公金支出についてはいささかも疑問に感じていないようだ。

3、弁護士費用の基礎知識

知っている方には不要のことだが、弁護士費用について初めに説明しておく。代理人弁護士に支払う費用のことは一般的に「弁護士報酬」といわれるが「報酬金」とよばれる成功報酬と混同しやすいので、ここでは「弁護士費用」とする。「報酬金」も「成功報酬」とする。

弁護士費用には着手金と日当・実費と成功報酬に分かれる。着手金は弁護士が代理人として事件を引き受ける際に発生する。日当は日にち単位のこととあれば、半日単位で算出されることもある、いわゆる「お手当」である。実費は裁判所に支払われる裁判費用（印紙で支払われる）と郵便切手代、そして実費（交通費・宿泊費、印刷代等）である。成功報酬は事件終了の段階で支払うものであり、部分勝訴の場合も協議によって額が決められ支払われる。ただし全面敗訴の場合は支払われない（なお、東大和市では橋本弁護士と顧問契約を結んでおり、2022（令和4）年度には年間1,029,600円支払っている。着手金・成功報酬等はこれには含まれていない）。

弁護士事務所では報酬基準を定めることになっている。弁護士費用については2004（平成16）年3月末までは「日弁連報酬等基準」が設けられていたが、弁護士法の改定により同年4月からは原則自由化された。とはいえ、多くの弁護士事務所、弁護士会のそれは「旧・日弁連報酬基準」（以下「基準」と略す）に倣ったものとなっている。

ちなみに東大和市は橋本勇弁護士と年間顧問契約をし、個別の事件の代理人契約もしているが、東京平河法律事務所と契約を結んでいるわけではないらしい。あくまでも個人としての橋本勇弁護士との契約である。つまり、弁護士は個人事業主として「営業」しているわけであって、弁護士事務所に所属しているからといって、事務所が契約に手を出すわけではなく、一般的事務手続きを代行しているに過ぎないようだ。あくまでも契約の主体は個人事業主としての弁護士と地方自治体という関係らしい。そしてこのような契約形態がこの世界では一般的らしい。

4、公金支出が緩い2つの理由

先にも書いたが、こんな判決が出て弁護士が市に成功報酬を要求し、市がそれを疑問に感じることなく直ちに支払いに応じるには2つの理由がある。

ひとつは出所が公金であること。身銭を切ったの出費であればもっと慎重になるだろうし、契約そのものの見直しも考えるであろう。そんな気配はついぞ見られない。すべては公金という名の他人の金だからだ。

もうひとつはこれらの支払いに「合理的」理由がついていること。監査対象となった部署である教育委員会の説明では、「訴訟を取り扱うという特殊性から」地方自治法施行令第167条の2第2項に基づき随意契約としたと主張している。さらに市と顧問契約を結んでいる弁護士であり、信頼がおけるそうだ。

地方公共団体が契約を締結する場合には一般競争入札が原則（地方自治法第234条）だが、「政令で定める場合に該当するときに限り」例外的に随意契約も認められている（同法234条2項）。「政令」とは地方自治法施行令第167条の2にあたり、その2項には「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とある。これが競争入札をしないことの根拠となっている。

しかし本当に弁護士との契約は「その性質又は目的が競争入札に適しない」のだろうか。後にも述べるが確定判決が出ていない段階で成功報酬を請求するような弁護士が信頼に足るのか。代理人任せで裁判の傍聴を一度もしない市当局者にはわからないだろうが、橋本弁護士は東京地裁立川支部に複数回（口頭弁論は9回開かれた）訪れた際に法廷で、ここまで来るのは大変なんだと不満を漏らしていたこともある。たった半日の出廷で5万円の日当が支払われているにもかかわらず、である。

弁護士事務所は東京平河法律事務所だけではないし、行政関係に精通している誠実な弁護士もたくさんいる。それを探すことも、見積もりもとることもせず、橋本弁護士と随意契約を結び続けるということは職務の怠慢とみられても仕方がないだろう。

5、チラン裁判の成功報酬

話をチラン裁判の成功報酬に戻す。

橋本弁護士が請求してきた1,069,200円の根拠は定かでないが、どうも東京平河法律事務所報酬規程（以下「規

定」と略す)に基づくものであるらしい。このことは、監査委員会に対する教育委員会の説明で明らかにされている。しかし、当の報酬規程そのものが示されていないので確定的なことは言えない(一般的にはこれを公開している例が多いが、東京平河法律事務所のホームページを見てもそれは示されてはいない)。

ただし類推することはできる。日弁連の「基準」では着手金は経済的利益(訴訟によって得られる利益、または失われずに済む利益)の8%(着手金の最低額は10万円 ※経済的利益が300万円以下の場合/事件の内容によって30%の範囲内で増減することができる。/経済的利益が算定不能な場合は800万円とする。ただし事件の内容によって増減できる。)、成功報酬は16%(※以下は同前)となっている。

東京平河法律事務所では損害賠償請求金額10万円が経済的利益とせず、これを算定不能なものとして2000万円とし、実地裁、高裁それぞれにおいて着手金を594,000円(2022(令和4)年2月4日地裁契約書・2023(令和5)年2月24日高裁契約書)とし、その倍額を成功報酬に当てはめている。

地裁では控訴されたことを理由に成功報酬を0円としている(2023(令和5)年3月22日契約協議書)が、高裁段階ではこれを1,069,200円(2023(令和5)年9月4日契約協議書)としている。これは着手金594,000円を2倍にした1,188,000円から10%(市に対する損害賠償請求金額10万円の内、1万円の支払を命じられたため)減額したものと考えられる。

そもそも着手金の594,000円もその根拠があいまいである。根拠のあいまいな着手金額をもとに成功報酬額を1,069,200円(1,188,000円(594,000円×2)が、実際に請求された成功報酬金額の元値である)としたのは日弁連「基準」の着手金8%、成功報酬16%に倣ったものであろうが、もし地裁で原告側が控訴しなければこの段階で成功報酬として1,188,000円を請求していたのであろう。いずれにせよ成功報酬は全面敗訴でない限りは着手金の2倍(または2倍弱)は橋本弁護士の手に入るようになっていた。このことは陳情裁判の成功報酬支払請求の動機という点で、また地裁で控訴されたために成功報酬を0円としたという事実(陳情裁判では、地裁で控訴された時点で協議書を締結していない)は重要な意味がある。

6、監査委員会の結論

チラシ裁判に関わる弁護士費用についての住民監査請求では旧・日弁連「基準」をもとに、仮に着手金と成功報酬を仮に算定してみた。

チラシ裁判の実質的な経済的利益は10万円である。するとその8%が着手金とすれば8,000円だが、最低額が10万円なので、監査請求書にはこれを多く見積もって30万円と記載した。さらに成功報酬については9万円の16%だから14,400円であるべきと書いた。

監査委員会(委員会とはいっても、地元保守系議員と同じく地元で会計事務所を営んでいる税理士)はこの指摘を受けても「この算出にあたっての根拠なども示されておらず、請求者の個人の主張と判断せざるを得ない。」(「監査結果」4頁31～33行)として退けている。しかし実際には上記のように、その根拠(旧・日弁連「基準」)も示し(2頁4・5行)、多めに見積もった計算も書いているのである。これを読み取る力がないのか、全く読まずに結論を導き出しているのかのどちらかである。

また監査委員会は、本来損害賠償請求である本件訴訟を実質行政訴訟であるとする教育委員会の主張(これは橋本勇弁護士の主張でもあろう)をそのまま受け入れ「本訴訟は、国家賠償請求訴訟であるが、原告のみならず、公民館利用者をはじめ、市の公共施設を利用する市民などにも影響が考えられる案件であることから、弁護士報酬の算定の基礎となる経済的利益について、その金額は、単純なものではなく、経済的利益の額が算定不能な場合とすることに合理性がある」(8頁22～26行)としている。しかし、もし「市の公共施設を利用する市民などにも影響が考えられる」事件を行政事件とするなら、市役所窓口業務での事件に関する損害賠償請求の全ては行政事件になってしまう。

さらに行政事件として経済的利益を2000万円としているが、その根拠となる東京平河法律事務所報酬規程さえ示さず、成功報酬額を妥当なものとしている。旧・日弁連「基準」についても、2004年4月1日に弁護士法が改定され、契約については自由となり、「この基準に縛られるものではない」(8頁1行)としながら、他方では日弁連の弁護士の報酬に関する規定第2条を持ち出し、「弁護士等の報酬は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適正かつ妥当なものでなければならない」と矛盾することを言って恥じない。

随意契約についての見直しについては理由も示さず、「請求者の個人的な主張と捉え対象外とした」と切り捨てている。教育委員会の主張（「適切かつ迅速」「慎重かつ万全」な対応が必要であり、行政・民事に精通し信頼のおける者の選定のため随意契約とした）をそのまま認定したものと考えられる。

結論からいえば、監査委員会は市当局と団体であるか、または行政運営を批判できるだけの力がないかのどちらかである。

7、陳情裁判における成功報酬請求と支払い

これまで述べてきたことはすべて本案件につながっている。

公金からの支出について当事者意識が欠落しており、緊張感が薄い。したがって前年と同様の運用が漫然と続けられていく。そこには現状に対する評価・批判力はかけらも見られない。

その結果、弁護士からの請求のままに公金からの支出を粛々と続けていく。請求する弁護士にとってこんなに都合のいい「お客」はいない。「お客」も自腹を切るわけではないから、少しも困らない。ツケを負うのは納税者である市民のみである。

陳情裁判は初めに述べたように 2023 年 8 月 4 日に判決が確定している。原告にとっては不当としか言いようのない内容（とは言え、最高裁の判断理由は簡略にしか書かれておらず、「結論のみ」といってもいいような内容である）だが、これが出て確定判決となるまでは原告・被告双方にとって未決着＝ニュートラルな状態に置かれているといえる。これが刑事事件であれば、有罪・無罪が確定しておらず、「推定無罪」の原則が保たれねばならない。

原告は陳情裁判において、陳情の「議長預かり」についてその違法性を被告東大和市と争ってきたが、すでに述べた通り、東京地裁立川支部で敗訴（2022（令和 4）4 月 21 日）、控訴した東京高裁でも敗訴（2022 年（令和 4）年 11 月 9 日）、上告した最高裁の判断が示されたのは、2023（令和 5）年 8 月 4 日だ。最高裁からは一片の調書というものが送られてきただけである。そこには「理由」という項目はあるが、原告を納得させるべき具体的理由が示されているわけではない。とはいえ、これで裁判は最終的に終結したことになる。

ところが、である。被告東大和市の代理人弁護士である橋本勇は 2022（令和 4）年 11 月 21 日に成功報酬を市に請求し、そして東大和市は翌年 2023 年 1 月 6 日にこれに応じて支払いをしていたことが情報公開請求で判明した。1 月 6 日といえば確定判決が出る半年以上前。公金の支出でこのような無法な行為が平然となされている。あくまでも可能性としてだが、本件が最高裁で逆転しないとは誰にも言えないはずである。しかるに、すでに市側勝訴の確定判決が出たかのごとく、満額（あくまでも同事務所報酬規程を根拠にした場合だが）の成功報酬である。

8、監査委員会の判断

これに対し監査委員会は次のように断じている。

東大和市長が、弁護士と委託契約を締結した委託契約書においては、東京高等裁判所令和 4 年(ネ)第 2972 号損害賠償請求控訴事件に係る事案としており、契約期間は契約締結日から控訴審が終了する日までとなっている。/また、本件は最高裁判所に対して上告されたが、東大和市は、最高裁判所への上告に際しては橋本弁護士との委託契約は行っていない。/（中略）このことから、請求人が主張する、最高裁判所の判決が出るまでは訴訟は終結しておらず、高等裁判所の判決の結果をもって成功報酬を支払うことが違法な支出にあたることには理由がないと判断する。（「監査結果」4 頁 9～19 行 「/」は改行）

これではまるで、住宅建設を依頼契約したが落成の見通しもないままに契約金を支払うようなものではないか。すでに述べたように、可能性の問題としては 2023（令和 5）年 1 月 6 日の時点で本裁判が最高裁で逆転しないとは誰にも言えないはずである。

市と弁護士の契約が控訴審である東京高裁の裁判に関してものものであろうと、最高裁への上告について契約を結んでいなかろうと、いっさい無関係である。成功報酬はあくまでも「契約の成功」に対して払われるべき報酬である。この場合の「成功」が否かは、確定判決が出るまでは誰にも分らない。そのような段階で公金から成功報酬を支払うことは、誰が見ても違法である。契約書があろうと協議書を締結しようと違法性が阻却されるものではない。

また、契約の自由があるとはいっても、それは個人と個人の関係においてのものであって、地方公共団体の支出に関しては厳密な制約が課されなくてはならない。支払時期の妥当性を無視して契約の自由を優先させることは違

法であるというべきである。

以上のような認識のもと、この件に限っては住民訴訟（4 号請求※）として提訴することにしたものである。

※「4 号請求」とは「請求の対象に不当利得があったとして、支払当事者に損害賠償を請求するように要求するもの。本件でいえば、住民の一人として、東大和市に対して橋本弁護士に損害賠償請求をするよう請求することにあたる。「侵害賠償行請求行為請求事件」という。

【付記】監査委員会は次のようにも述べている。「東大和市会計事務規則第 45 条に基づき、契約の履行の確認後、法令又は契約に違反する事実がないかを調査した上で、提出された債権者の請求書を支出命令票に添付し、適切に支払いがされている」。しかし実際には弁護士からの支払い請求書の発行日と、東大和市の支出命令票の起票日が 4 件とも同日であるなど、不審な点もある。このことはチラシ裁判の場合でも 4 件中 3 件までが同日であった。

【追記】本件の他、2 つの住民監査請求結果についても不当であり、住民訴訟に持ち込もうと考えたが、諸般の事情から上記案件だけを提訴することにした。3 つの住民監査請求とその結果について、また評価について一覧表にまとめたものがある。もし関心があれば右の QR コードからダウンロードできるのでご覧いただきたい。

住民監査請求一覧



「福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本的見直しを求める陳情」について

2023 年 12 月議会に「心身障害者の外出の権利を拡充するために、市に対し福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本的見直しを求める陳情」を提出した。

冒頭に掲げた通り「心身障害者の外出の権利を拡充するために」という大義はあったが、その動機はきわめて個人的なもので、東大和市福祉タクシー券が都区内においてはほとんど使用に耐えない現実に直面したからである。詳しくは陳情書を参照していただきたい。

心不全治療のための入院直前という段階で陳情書を提出したこともあって、賛同者を得ることもしなかった。個人的な必要性に迫られて提案したものだからそれは仕方のないものとしても、個人である一障害者の陳情に議会や市当局者がどう対応するかを見てみたいという「色気」もあった。

心身障害者の外出の権利を拡充するために 市に対し福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本的見直しを求める陳情

陳情趣旨

東大和市福祉タクシー事業（現行では 40 事業者のみ利用可能）の抜本的見直しにより、いかなる事業者のタクシーも利用できるよう制度改革に取り組むことを求める。具体的には、現行福祉タクシー券で全てのタクシーが利用できるよう改定するか、または自動車ガソリン費助成事業のように領収書提示による助成金支給に切り替える方向で制度の再構築を図ることを求めるものである。

陳情理由

現在の東京都（島嶼部を除く）のタクシー事業者数は 387 者ある。このうち多摩地区が 67 者、都区部及び武蔵野・三鷹地区が 320 者である（2020 年関東運輸局調）。ところが東大和市福祉タクシー事業によるタクシー券利用可能事業者は個人事業者（個人タクシー）を含め 40 者、うち介護タクシー等事業者が 17 者、地元

及び周辺事業者が 18 者、個人タクシー事業者が 2 者、全国展開している事業者は 3 者である。

東大和市地元周辺で福祉タクシー券を利用できるのはありがたいが、通院や買い物などで都心に出て、いざタクシーを利用しようとなった時に東大和市の福祉タクシー券では使えないことが圧倒的に多い。

歩道や通路の構造が障害になり移動そのものが苦痛である車いす利用者や、歩行すること自体に大きな困難を抱える内部障害者、重度の障害児を車いすに乗せ医療的ケアを施しながら移動せざるを得ない介護者たちにとって、目の前に来たタクシーを東大和市の福祉タクシー券では利用できず、泣く泣く見過ごさざるを得ない悔しさを、はたして「健常者」である一般の人たちに理解してもらえるだろうか。そんな時、役に立たないタクシー券をその場で破り捨てたくなるような衝動にさえかられるのである。

障害者は地元やその周辺でしか生活や活動しないわけではなく、できないわけでもない。全国各地に出かけるし、海外に赴くことさえまれではない。東大和市福祉タクシー事業実施要綱第 1 条にあるとおり、「生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図」るのが目的であるなら、地元やその周辺でしか利用できないものであってはならず、利用範囲の拡充を図ることが急務である。そしてそれはできないことではない。

具体的には現行の福祉タクシー券をすべてのタクシー事業者で利用できるようにすることが理想だが、それが困難であるならば、東大和市心身障害者自動車ガソリン費助成事業のごとく、領収書の提示による補助事業に切り替えればよい。障害者にとって先払いの不利益はあるが、同様の目的で実施されているガソリン費助成でも不利益は同じである（この「不利益」については漸次改善していけばよい）。

この件に関しては数年前から担当部課に口頭や文書で申し入れを繰り返してきたが、納得できる回答を頂いたことがない。この間、事業者の入れ替えなどはあったものの、地元周辺偏重で根本的な解決には至っておらず、思い余って陳情を提出するに至った次第である。市議会でご理解いただき、市民の声として行政にはたらきかけていただきたい。

添付資料

- 1、東大和市心身障害者自動車ガソリン費助成事業実施要綱と福祉タクシー事業実施要綱比較
- 2、東大和市福祉タクシー券（2023 年度版）裏面（拡大表示）

【以下省略】

※陳情に添付した資料については、次のサイトから参照していただきたい。

資料 1 の表示



【議会の対応と採決結果】

結果から先に報告しておく次のようになる。

厚生文教委員会（荒畑委員長〈公明〉）に付託された本陳情は賛成 2（尾崎議員〈共産〉・関議員〈生活者ネット〉）、反対 5（佐竹議員〈公明〉・中村議員〈自民新公会〉・石田議員〈立憲国民〉・床鍋議員〈やまとみどり〉）で不採択であった。本会議では賛成 3（共産 2・生活者ネット 1）、反対（公明 4・自民新公会 3・やまとみどり 3・立憲国民 3・自民 2・維新 1・大川議員〈無所属〉※早川議員〈共産〉は欠席）17 で不採択となった。

「やまとみどり」が反対に回ったことは意外でもあり、この会派の「衣替え」を示すものと受け止めなければならないのかもしれない。

資料 2 の表示



【本陳情提出の経緯】

実は、この件については直接担当課（障害福祉課）に改善を図ってくれるよう何度も依頼していた。しかしそのたびに納得のいく説明は得られないか、先延ばしのような対応にあい、思い余って議会に陳情したものである。

陳情にも書いたが、今年度東大和市と福祉タクシー事業に係る契約を締結した事業所は 40 事業者、そのうち東京を中心に全国展開している事業所は 4 者（陳情には「3 者」としたが、「中央」と「ローカル」という比較で言えば明確な線引きは難しい）と個人タクシー事業者が 2 者であり、その他はすべて介護タクシー等事業者と当市を中心とした近隣の地域事業者である。すなわち、東大和市の福祉タクシー事業は東大和市周辺で利用することを前提

に設計されているものであり、当市及びその周辺を離れた地域での利用までは視野に入れられているとは思えない。とりわけ、多くのタクシー事業者が乗り入れている都心での利用は想定されていない。まして「全国各地域での利用などをや、」である。ここでは、当市独自の「障害者観」が前提となっている。

市当局の見解は、福祉タクシー券の本来の目的であるべき「生活圏の拡大と経済的負担の軽減」（東大和市福祉タクシー事業実施要綱第 1 条）から離れ、「日常生活圏の移動の補助」に歪曲させられているのである。このことから、自治体周辺のタクシー会社を中心に利用できる現行の福祉タクシー券方式が正当化され、本来の移動の自由をもたらす領収書提示方式への改定を阻んでいると考えられる。

【委員会での論議】

厚生文教委員会での討議は前記問題点がそのまま質疑にも表れた。

初めに①福祉市タクシー券事業の他市との比較、②国・都による支援状況、③陳情提出者以外の利用者からの苦情・要望等の有無について、市当局に対し自公の議員から質疑があった。横並び意識と責任転嫁からこういう発言が出ることは事前に予測していたが、相も変わらぬ風景をまたしても見せられた。③を除けば、議員が独自に調査し、市に対し揺さぶりをかけることも可能だが、そんな意欲は議員にはない。

市当局の答弁内容は以下のようなものであった。①利用収書提示方式をとっている自治体もあるが比較すると少数であり、他市の福祉タクシー券方式と比べても当市の内容は遜色のないものである。②市独自の事業であり、都や国からの財政的支援はない。③陳情提出者以外に同様の意見・苦情は寄せられていない。

すでに述べたように①・②は、質疑も含め本質に迫る論議ではない。東大和市に限らないかもしれないが、「お上」への責任転嫁と横並び意識の象徴である質問、及び答弁である。本陳情の求める見直しは新たな財政支出を必要とするものではない。自治体の財政規模の多寡に関わりなく、自治体職員の意欲さえあれば見直しが可能となるものである。他市との比較が、見直しの検討さえしないことの言い訳になってはならない。上位自治体（都）や国の課題であるとしても、独自に率先して取り組むことは可能であるし、障害者の権利の拡大、利便性につながるものであれば率先して取り組むべきではないのか。③はいうまでもなく本陳情が正当な要求であるか否かを示すものではない。他に同様の苦情・要求がないのであれば、本陳情提出者の個人的主張、主観の表明であると印象付けるものに他ならない。障害当事者の意見は、実はこのようにして葬り去られるものであり、よほどの事情がない限り取り上げられることはない。後に述べるように、その故にこそ障害当事者が声をあげる必要性と必然性がある。

【障害者の権利の拡大】

この陳情が付託された厚生文教委員会でも、本会議においても、障害者の（移動の）権利についてはほとんど論議されなかった。唯一共産党の尾崎利一議員が障害者権利条約を取り上げ、障害者の移動の自由の確保という観点からこの問題を取り上げていた。また尾崎議員がいみじくも指摘していたように、本陳情は福祉タクシー券に係る予算の総額を拡大する（それはそれとして必要なことではあるが、）ことを求めるものではなく、限られた予算内でも執行可能な領収書支払い方式（「償還払い方式」という表現を市側担当者は用いる）に変更することを、ひとつの方法として求めたものである。

障害福祉課の担当者は、福祉タクシー事業においてこれを採用しないことの理由として以下の点を挙げていた。①領収書方式だと後払いになり障害者に一時的であれ経済的負担をかけること（これを最も強調していた）。②申請のために数度来庁しなければならないこと。③領収書の保管の煩瑣雑さと、領収書印字が薄れるなど管理上の不都合など。

上記理由はそれだけを聞けばいかにももっともらしいが、領収書支払い方式は、東大和市心障者自動車ガソリン費助成事業で現に採用されているのである。ガソリン費助成で問題なく実施されているものが、どうして福祉タクシー券では変更の検討さえされないのか。ここにはまた前記市独自の「障害者観」が見え隠れしている。

委員会の質疑における市側担当者の答弁がそのことを端的に示している。「福祉タクシー事業は経済的理由で自車を保有できない方（障害者）も利用していることから……」と担当者は述べる。果たして、心障者自動車ガソリン費助成事業の対象となっている障害者は経済的にどのような経済状況に置かれていると考えているのか。

いまだき自動車保有の有無で経済的な困窮の有無を判断するものなどはない。それほど自動車の保有は一般化

している。ガソリン費助成事業の対象者であろうと、福祉タクシー券利用者であろうと経済時に困窮している障害者もいれば、経済的に恵まれている障害者もいる。障害福祉課の担当者の頭の中には、前提として福祉タクシー券利用者には生活に困窮している障害者が多いという認識がある。しかもそれは調査、検証したうえでの認識ではない。このことは「やまとみどり」の床鍋議員の質問に答えて、市側担当者が自身の推測であるとみずから明らかにしている。

「障害者は地元、及びその周辺を生活圏とするものである」「自動車を保有している障害者は非保有の障害者に比べ経済的に恵まれている」ということが頭にこびりついている。これを前提としている限り障害者の実態など見えてくるわけではない。まして福祉担当者がこうであってはならないのである。

まとめて言えばこういうことになる。障害者が外出しようとして停めたタクシーが使えない、福祉タクシー券では使用できるタクシー事業者が限られているからである。利用したタクシー会社の領収書提示による補助金費支給方式に代えればこのことは容易に解決する。しかも心障者自動車ガソリン費助成事業ではこの方式がとられ、問題もなく実施されている現実がある。

障害者自身の一時的立て替えの負担を市の当局者が本気で心配するのなら、ガソリン費助成も含め、補助金の先渡しをし、事後清算という方法も考えられないわけではない。障害者の移動の権利を拡大するために、工夫のしようはいくらでもある。

【当事者認識こそ】

東大和市福祉タクシー事業に対し抜本的な見直しを求める陳情についてはこれまで述べてきた通りではあるが、ここで訴えるべき本質的なことはそのことではない。

自身が切実に感じた福祉タクシー券の「使えなさ」、このことは他の福祉タクシー券利用者は全く感じてはいないかもしれない。たとえそうであったとしても、臆せず声をあげること、そのことが当事者としてなすべきことであり、なさずにはおられないことであった。

福祉タクシー券に限らず、切実な必要性を感じたとき、同様の課題を感じている他の人たちと手を携え、共に声をあげることは必要なことではある。しかしだからといっていつも手を携える仲間が得られるわけではない。仲間がいないからといって声をあげないことの言い訳にはいけない。とりわけ障害者はこの社会では前提として圧倒的少数者である。それでも当事者として声をあげる。そのことを他の人たちに奨励もしてきた。

自分が感じている「リアルな現実」を社会に訴えること、だからといって共感、共鳴は得られないかもしれない。それでも臆せず、自己が当事者であるという自覚と認識を持ち、声をあげるという「行動」こそが 필요한のである。このことは障害者問題に限らない。すべての被差別者、被抑圧者にとって必要なことであり、声をあげたことによってすでに社会が動いたという現実もある。

一般化して言ってしまうと、民主主義の基本はここにある。全ての人々が当事者として声をあげること。あまりにも当たり前のことだが、そのことが変革の第一歩であるという認識が必要なのではないか。

【後記】38号にはほとんどカットを入れず、文字も少しばかり小さくしました。もともと読みやすい文章ではないうえに、ますますとつづらなくなったと感じられた方もいると思います。これはもう謝るしかありません。ごめんなさい。インターネットを使われる方は、自由と人権のHP（ホームページ）から通信をダウンロードして見ていただくほうが多少とも読みやすいかもしれません。ご検討ください。／体調不良で自由と人権の定例会を休止しています。ご了承ください。／1月26日の東京新聞にけっさくなコラムが載っていました。ここに貼り付けようとしたのですが紙幅の関係でできなくなってしまいました。以下のQRコードからご覧ください。北丸雄二さんの「容疑を避けるは逃げるは」です。「自由と人権レター」には載せたいと思います。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

東京新聞コラム



自由と人権HP

